

## 6. 生活扶助基準の見直しに係る対応について

現在、当省社会・援護局において、生活保護における生活扶助基準の見直し作業が進められている。介護保険については、

- ① 介護保険料の段階設定（第1段階）
- ② 高額介護サービス費の利用者負担上限額の段階設定（第1段階）
- ③ 補足給付の負担限度額の段階設定（第1段階）

について、生活保護受給者が該当する区分を設けている。生活扶助基準の見直しにより生活保護受給者でなくなるケースは極めて少数であると考えられており、従来より、生活保護の要否判定においては、保険料や自己負担等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を継続できるか十分に配慮した上で、生活保護の停廃止を判断しているが、改めてこうした取扱いについて周知を図る予定である。

また、上記①～③のほか、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度については、詳細は改めて通知を行うが、生活扶助基準の改定によって、現在利用している者が生活保護受給者でなくなった場合についても、継続して現在と同様に軽減できる対応を行う予定である。